

令和3年度 第5回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録（公開）

1 日時

令和4年3月18日（金）午後3時00分～4時20分

2 場所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	四方、橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	今村、鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	奥野、甲斐、河野、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【補佐】

ただ今から、第5回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、前回第4回の本審以降に委員の交代がありましたので、初めにご紹介させていただきます。資料の1ページをご覧ください。交代の委員は2名になります。

労働者代表委員の重黒木（じゅうくろぎ）委員です。

同じく労働者代表委員の田中（たなか）委員です。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、15名全員の委員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の審議会の開催については、「率直な意見の交換が損なわれるおそれがある」ことから開催公示は行っておりません。

それから、これまでは議事録の確認の依頼については、議事の最後に2名の方をお願いしていましたが、冒頭で確認の依頼をした方がいいのではというご意見がありました。そのため、今回から会の冒頭で議事録確認の依頼をさせていただきたいと思っております。

今回の議事録の確認は重黒木委員と野口委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（2名了承）

それでは、これからの議事については、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【松岡会長】

会次第に沿って議事を進めてまいりたいと思っております。

まず、議題1の「令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正について」、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

まず、資料の3ページをご覧ください。

資料3ページは、令和3年度宮崎地方最低賃金審議会開催状況です。

令和3年度の特定(産業別)最低賃金につきましては、7月27日の第2回本審で改正の必要性の有無について諮問をいたしました。

そして、8月17・18日の検討小委員会と26日の第4回本審でご審議いただき、電気と自動車の2業種について改正の必要性有りとする答申をいただきました。

答申を受けまして、直ちに二つの産業別最低賃金の金額改正について諮問をさせていただきました。

そして、10月に、自動車、電気とも2回、専門部会を開催しました。

2件とも全会一致で結審しましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会の結論をもって答申を行いました。この場合、専門部会の審議結果を本審で説明することとなっていますので、今回、ご報告することといたします。

資料の5ページをご覧ください。

これは、電気機械器具等製造業最低賃金専門部会からの報告書です。

審議の結果、6ページの別紙1の4にありますとおり、時間額831円に改正するとの結論に至りました。この額は、前年度の803円から28円の引き上げとなります。

7ページの別紙2は、専門部会委員の名簿です。部会長には橋口委員、部会長代理には四方委員が選出されました。

8ページの別紙3は、審議経過の概要です。

10月15日に第1回、10月25日に第2回の専門部会を開催し、全会一致で結審しました。

採決が全会一致の場合、さきほど申し上げましたとおり、最低賃金審議会令第6条第5項を採用することとしていますので、専門部会における決定は本審での決定と同一の効力を有することとなります。よって、本審を開催することなく、同日付けで局長あてに答申をいただきました。

次に資料の9ページをご覧ください。

これは、自動車(新車)小売業最低賃金専門部会からの報告書です。

審議の結果、10ページの別紙1の4にありますとおり、時間額858円に改正するとの結論に至りました。この額は、前年度の832円から26円の引き上げとなります。

11ページの別紙2は、専門部会委員の名簿です。部会長には丸山委員、部会長代理には橋口委員が選出されました。

12ページの別紙3は、審議経過の概要です。

10月14日に第1回、10月27日に第2回の専門部会を開催し、全会一致で結審しました。

ここでも最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、同日付けで局長あてに答申をいただきました。

以上のとおり、2業種について答申をいただいた後、それぞれ審議会の意見要旨を公示しましたが、異議申出はなく、官報公示の手続きを経て、電気は令和3年12月24日から、自動車は同年12月26日から、発効することとなりました。

審議会委員の皆様のご理解とご協力により年内発効に至りましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上ご報告いたします。

【松岡会長】

ただ今の説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いします。

(質問等なし)

質問等ないようですので、次に議題2の「令和4年度特定(産業別)最低賃金の改正に係る意向表明について」、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料については、13ページから24ページまでが改定の状況、宮崎の改定結果と全国の改定結果です。

資料の25ページをご覧ください。

産業別最低賃金の改正にかかる意向表明についてでございます。

まず、産業別最低賃金の改正の申出を行う業種につきましては、概ね前年度末を目処に、「その意向の有無を審議会において労使に確認すること」としております。

また、その際に、「労働局長に対し申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し報告を行うこと」としております。

今回、令和4年2月14日に、連合宮崎様から、「2022年度特定(産業別)最低賃金改正について」の提出がございました。

これによりますと、宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金につきましては、自動車総連宮崎地方協議会様から、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、電機連合宮崎地域懇談会様から、各種商品小売業につきましては、宮崎県小売業産別最賃労組連絡会議様から、部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金につきましては、日本食品関連産業労働組合総連合会宮崎地区協議会様から、それぞれ、「金額改正の申出を行うこと」、提出時期は「2022年7月中旬」に予定しているとの意向表明がなされておりますので、ご報告いたします。

また、意向表明のありました4業種については資料27ページに改正の申し出の際の基とさせていただく適用使用者数と適用労働者数をお示ししております。

平成28年の経済センサスの結果を基本に、監督署が把握した事業場基本情報や労働保険の手続きで把握した事業場数と労働者数、最低賃金に関する基礎調査結果における適用除外者の割合を推計して、算出しています。

特に、「労働協約ケース」では、特定最賃の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上のものに賃金の最低額に関する労働協約が適用されていることが必要となります。

以上です。

【松岡会長】

申し出をされた労働者代表委員から補足説明などありましたらお願いします。

(補足なし)

ただいま、事務局から意向表明について説明をいただきましたが、これにつきまして、ご質問やご意見等がございましたら発言をお願いします。

(意見なし)

特にないようですので、産業別最低賃金は、改正の必要性の有無や改正額の決定について、労使の合意を基本としていますので、今後、関係労使の意思疎通が十分図られるように双方よろしくをお願いします。

次に、議題3の「実地視察・参考人聴取」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

まず、最初に今回議題とすることになった経緯を説明します。

令和3年10月25日の第2回電気機械器具等製造業最低賃金専門部会で「以前事業場視察が議題になったことがあるが、特賃の現場を知らずに協議しているので、視察することは可能か」「参考人から意見を聞くということはあるのか」との質問があったためです。

今回、第5回本審の開催通知とともに、委員の皆様あてにアンケートをお願いしました。全員の方から回答をいただきました。ご協力に感謝申し上げます。

まず、意見の状況につきましては、29ページにまとめてございます。

意見聴取については、地賃は2/3の委員が必要との意見でした。

特賃については、専門部会で意見聴取をするか、検討小委員会で意見聴取をするかで実施時期が違ってきます。

また、実地視察については地賃と電機で必要との意見が多くなりました。

視察のメンバーは希望される方だけにするのか、専門部会委員にするのかということについても、もし希望されるのであれば、ご意見をいただきたいと思います。

自由意見欄にも記載がありましたので、30ページに記入しております。

また、31ページは九州沖縄ブロックの状況を確認し、一覧表にまとめたものです。次の33ページは実地視察調査項目例として、本省が手引きで示しているものでございます。

また、本日、机上配付資料として、九州ブロックの状況を委員限りとしてお配りしております。また、方向性についてということで、地賃と特賃、意見聴取と実地視察、する場合としない場合で項目を定めて記載しております。

本日、皆様の忌憚のないご意見を頂戴して、方向性を決めていただければと思います。

なお、特賃専門部会の委員については、皆様にお渡ししております「決定要覧」の「昭和61年中賃答申」の213ページに「専門部会の労使委員の各3名のうち原則として少なくとも各2名は産業に直接関係する労使代表」とありますので、専門部会の審議の中で現場の声をお聞かせいただけるとありがたいと考えます。

以上です。

【松岡会長】

はい。ありがとうございます。

では、これから先はフリートキングではないですけども、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を言うていただければありがたいと思っておりますので、積極的にご発言をお願いいたします。

まず、実地視察の件と意見聴取の件の2つありますので、一緒というよりは分けて考えましょうか。まず、実地視察について、どなたかご意見ございますでしょうか。

【河野委員】

事務局に質問です。実地視察は宮崎では、過去はいつ、どうやってやったのかを教えてくださいたいと思います。

【賃金室長】

まず、私が調べた結果、実地視察を行った記録はございませんでした。補足させていただくと、平成 29 年と 30 年に本省が実地視察について検討することという強いというか、受ける側の地方局としては強い指示みたいなものを感じて、平成 29 年と 30 年の審議会では、第 1 回の本審で議題にしております。

平成 30 年度について言うと、佐賀と長崎が 6 月に実施済み、大分と沖縄が 7 月に実施予定、熊本が検討中、鹿児島は実施しない方向というのが 7 月 11 日に当時の上田室長の発言メモでございまして、その時のご意見を紹介させていただきますと、

- 1 現場を見ることは大事だが、受け入れる側の事業場の負担もある
- 2 数件の事業場を短時間視察しても、それが、いくらが最賃として妥当かに直結しないと思う
- 3 視察先の事業主に、例えば 5 円までとか要望された時に対応に困る
- 4 スケジュールの調整が困難と思われる
- 5 1 円 2 円引き上げの攻防ならまだしも、上がり幅が大きな現状では、あまり意味はないと思う

というご意見をいただいております、この時、労働局としまして、総合的に判断してどうしても実施したいという考えは持っておりませんが審議をお願いしますということで議題としております。

これは、第 1 回の本審にこのことを言うておりますので、7 月だと実際視察をしようと思っても、時間的に厳しいです。だから 3 月にどうしてもしたいというご意見が出たら動きたいと思っているところです。

【河野委員】

前回、私が事業場視察のことを切り出した経緯も、最初に審議会に入ったのが 30 年の初回で、その時の第 1 回の審議会で、事業場視察をするかしないかの話があったんですね。しかし、翌年から事業場視察という言葉自体が消えていたので、どうしてという話を切り出したのがきっかけだと思います。

今、当時の話を言われたとおり、近年になったらなおさら上げ幅が、実際、現場の実態にそぐわない形で目安答申がなされて、引き上げ幅が大きい中では、はっきり言って視察、現地を見ている話を聞いても、結果として答えに結びつかないというのがわかっている状態ではあまり必要性はないのかなという気がします。

【甲斐委員】

私最初は、必要性あってもいいかなと思ってアンケートにも書いたんですけども、よくよく考えてみると、例えば、見に行くところが客観的な判断ができるところというのは、果たしてどういうところなのか、極端な事例のところに行っても意味がない。選ぶ時にまず、ものすごく苦労するだろうなという気がしたのと、例えば、事業場を見に行くとした時に、

その説明は使用者側の説明を聞くか、労働者側の説明を聞くかによって全然違うような気がするんですけども、事業場の視察があるとしたら、向こうはどんな対応の仕方をするんでしょうか。

【賃金室長】

どうしても窓口は事業主さんになると思います。その中で、労働者と会えて、労働者から寄せられた要望があるとすれば33ページの調査項目例にあるところに付記するようなことになると思います。

【補佐】

バランスをとるためには使側だけでなく、労側からも聞くという形には当然なると思いますので、そういう聞ける環境にあるような事業場というのを考えないといけないということになると思います。

【甲斐委員】

そうですね。選ぶ段階で、まずバイアスがあまりどっちかに傾いていてもいけないでしょうし、その業種の中で中立的なというか、判断をするに足る事業場を選ばないと、そこは非常に難しいかなと。必要なと思いつつも思ったところです。

【松岡会長】

平成30年に検討された時は、先ほどの説明だと厚労省のプレッシャーじゃないですけど、何となくあったという説明だったと思いますけれども、その厚労省が実地視察を積極的にせよと言っている根拠というのはどこにあるんでしょうか。

【橋口委員】

検討、指示をされていた状況、背景というか。

【賃金室長】

実地視察というのが、手引き上、最低賃金を決定する項目の一つにあるので、あるのに実際全国的にやっていないので検討しなさいというような感じだったと記憶しています。

【中川委員】

おそらく宮崎で初めてのことでないかと思っているところです。ご発言いただいたとおりだと思いますけれども、机上の中での想像よりも、実際委員である方たちが、毎年ではなくても、現場のところを見るということも、一つの判断の客観的、主観的なことにもなるのかなとっております。今、人口減少、超少子高齢者社会、一番は人手不足というところもあって、やはり最低賃金や産別の賃金は、人に対する労働の対価ですので、それを見たから確かに判断する材料ということではないかもしれないですけども、委員の一人として、そういった所で働かれる方々の現場を、働く立場でも見たり、事業主の立場でも見るという意味では非常に、毎年ではなくても、すごい負担がかかると思いますので、1回はしてもいいのかなと。ただ、今年ということになりますと、時間的にはタイトかなということで、いろんなことを、準備を経て、来年とか再来年とかに向けてということは大事かなと思って

おります。やったことがないだけに、それぞれ準備とかも必要になってくるかなと思っていますところでは。

【鎌田委員】

中川委員が言ったことと私もまったく同じで、1回はすべきだと思います。27 ページにもあるとおり、例えば埋没になっている肉乳でも適用労働者 2,500、各種小売も 4,200、各種小売も 4,000 人ぐらいいるんですね。宮崎県内では、だけでもこういった現状。前回でも、私、各種小売で主張しましたがけれども、サービスクレーマーの話であったり、例えば肉乳であれば工場でいろんな職場環境の中で最低賃金の限界で働いていらっしゃる方もいらっしゃる。そのところを肌感覚でも見るというのは大事なのかなと。それだからこうだとはならないと思いますけれども、そんなところ、適用労働者数も踏まえながら現場を見るというのは、毎年じゃなくていいので、どこかで設定できるとありがたいなというふうに思っております。

【松岡会長】

私、短期間ですが労働基準監督官をやっていたことがあって、職場に視察とか何回も行きましたけれども、単純な発想として、例えば職場の安全性だとか、働き方だとか、どういう設備が整っているかだとかというのは、行った時に見るといえるのはとても意味があると思います。ただ、賃金という性質の時に、現場に行って、どのぐらいが妥当だとかどのぐらい上げた方がいいとかというのは非常に判断しづらいのではないかと。むしろ、皆様それぞれの立場でいるんなところの意見を吸い上げて、こういう状況です、こうなんですと言われたところで議論した方が、効率的ではないかと思うところもあるんですけども、いかがでしょうか。

【重黒木委員】

先ほど事務局から説明があったように、調査項目の一つとしてあるのにやっていないことに対して本省から通達があったと。宮崎においては、過去やったことが記録として確認できないということでありましたけれども、そうであれば、やはり一度は時期とか回数は別として、今後またそういった通達があるかもしれないことを考えてみても、先ほど中川委員と鎌田委員も言いましたけれども、プラスして、加えてすべきじゃないかなという気がします。時期とかコロナの関係でちょっとということがあってもいいので、時期はいつということは申し上げられないですけども。

【松岡会長】

他に何かございませんか。

【野口委員】

私は、会長がおっしゃられた意見に賛同しますが、先ほどの 33 ページ、調査項目の例ということでこれにとらわれることはないかと思いますが、すべてとらわれるとは思っていませんが、例えば 1～4 については、これは 1 社のデータ取っても意味はないので、たぶん何らかのこれに類するデータというのがあっていると思います。一番お話を聞いていて思ったのは 6 番なんだと思うんです。いろんな実態、まず現場を知るといえるのは、すべての仕

事の基本だと私も思っています。その仕事はまさに会長おっしゃられたように、日々の我々の日常の仕事なり活動を通じて、それぞれが聞いていますので、それを、それぞれ意見をその場でそれを踏まえて議論していく。そういうことで、現状において決して、内容としてはやっていないことはないと思うんです。この調査項目をベースにしてという実地視察ということであるならば、あまり意味はないのかなと思います。

【橋口委員】

自分の意見としてまとまりきらないところですけども、まずこういう場、いま議論していること自体は非常に大事なことなのかなと思います。元々我々の判断材料で実地視察もあるということだったのに、そういうこと自体があまり俎上にも載ってこなかったということがあるとすると、そのことを逆に使側の河野委員がおぼえていらっちゃって、問題提起されたということ自体に敬意を表したいと思いますけれども、そのうえで、何となくやるとしても難しいような感じもするし、どういうふうにするかということも簡単にはいかなないというのが、やるとしてもですね、今は実地視察に関してですね、議論を聞いていても思います。

ちょっと言いたいのは、少なくとも毎年、この審議を地賃についても特質についてもやっていくわけですから、変な言い方ですが、忘れないように、実地視察がこの時点で今年は必要なか必要ないのかというような議論を重ねていくことが最低必要ではないかという認識はあらためて持てたかなという感じがします。そのうえで、今年はどうだという判断をするということで、確かにやるとすることの可能性があれば、こういう時期、3月の時期というかまとめをする時期に来年どうかという、そのあたりのタイミングで議論していかないと、たぶん実現はしないと思います。

今年もこうして口火を切る形であらためての正式議題でやっていること自体はいいことだと思うので、今年、僕もちょっと、やった方がいいということは今の段階で、意味もなくはないと思いますけれども、全体として後で出てくる意見聴取は積極的にという個人的な思いはありますけれども、実地視察はするかどうか、来年度というところで考えると難しいのかなという感じはしますが、議論を重ねていってどこかで実現するというのはあっていいことだと思います。

【松岡会長】

それぞれの主張をお聞きして、まず肌感覚で理解する必要があるんじゃないかというのはとてもよくわかります。ただ数字とかが並んでいるだけより理解はかなり違うと思います。他方、それが効率的につながっていくのかという意味のところも分かるし、次に実施するとしても実施がすごく選別から方法に至るまで非常に難しいというところで、どうまとめていいのかわからないので、申し訳ないですけどもまとまらないということで、労使それぞれこの問題をもう少し深掘りしていただいて、第1回の本審までにまとめていただくということで、そこで審議をするという形でいかがでしょうか。

(各委員了承)

【河野委員】

単純な考えで、記憶としてあるのが、第1回の審議会で現場視察の話があって、今更して

も時間がないし、どこに行くかもという話で、なしでということが1回だけ記憶にあったもんだから、あれはどうだったかなという話だけでしたので、今おっしゃられたとおり、今から2022年度にするとかではなくて、議論を少しでもいろんな本審のところで少しずつ詰めていって、できるのかできないのかわかりませんが、議論すること自体が意味あることだと思いますので。

【甲斐委員】

事務局に確認です。31ページの資料を拝見しました。九州各県、事業場視察は、1県以外はやっていないということでしょうか。

【賃金室長】

そうですね。配付資料の〇×で言うとそうで、あと机上配付資料というのが詳しい、委員限りでお渡ししている分が、水平展開していかという承諾を取っていないので委員限りにしたところなんですけれども、実地視察について地賃であるのか、特賃であるのか、特賃は労使のイニシアティブだから、労使がここにしましょうとまとめてくださってもいいぐらいのものだと思います。実施している県は〇だけれども、していたということで、専門部会9人を3班に分けて実施していたというふうに回答があったので、〇としております。

30年、元年は、まだ視察できていたけれども、2年、3年はコロナでできていないという状況というのは皆さん同じです。

【甲斐委員】

ありがとうございます。事業場実地視察に代えて、この意見聴取とかで現場の状況だとか、業界の状況だとかというのは把握しているというように理解をしたところです。

【野口委員】

要望ですけれども、先ほど質問出ましたけれども、こういうことをやらなくてはいけないと定められているということですが、そこがしっかり落ちてこないで、そこがないと、やるべきなのか、やった方がいいのか、優先度というか重要度、やった方がいいというか、いろんな方の意見を聞くというのは当然大事なのは一緒ですよね。私がさっき申し上げたのはそれは、それぞれの皆様が日頃のいろいろな仕事とか、活動を通じて聞いているので、それで十分間に合えばいいんじゃないかという意見を持っていますけれども、ただそれをこの審議会ですて、そののしっかりした位置づけなり、そこがわからないとなかなか。そこをお願いいたします。

【賃金室長】

もう一度、視察について手引き上、どんなふうになっているかということを説明させていただきたいと思います。地賃と特賃がありまして、地賃について言いますと、第1回専門部会において賃金実態の調査を審議する。最低賃金法25条の6で委員による実地視察及び関係労使の意見聴取というのがあります。こちら最賃法の25条というのは決定要覧の方にございますので、皆さんお持ちじゃないと思いますので、ちょっと読んでみますと25条の6項の方に、「最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする」というのが根

抛で、その方法として実地視察もあるというふうな考え方だと思います。

実地視察については、関係委員に対し地域等の実態を直接認識していただくことが主眼であるから、これを実施するに当たっては、次の点に留意するという事で、「視察は関係労使の意見等を十分斟酌し視察結果を審議に活かせるよう適切な時期に実施することが望ましい」、「視察の趣旨、日程等を当該事業主等に十分説明し了解を得る必要がある」ということになっております。そして、「視察の際は、事業主又は労働者から聴取する事項をまとめておく」、先ほどのようなことになっております。

だから、意見を聞く方法の一つとして視察もあるというふうな考え方です。

【松岡会長】

大きな意見聴取という概念があって、その中に意見表明をしてもらうのと、実地視察の2つあるということですか。

【賃金室長】

実地視察というのが、法律の中にはっきり書いてあるわけではなくて、手引きの中では意見を聞く方法としては、実地視察もあるというふうな考え方になっております。

【松岡会長】

今日のところは、それぞれのお立場からの意見は、それぞれに理由があると思いますので、同じことになりますけれども、それぞれの立場でもう少し深掘りしていただいて、第1回本審でご意見を聞かせていただければありがたいと思いますけれども、こういうまとめでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

それで、次の意見聴取、これは実地視察ではない方の、意見表明をしていただくかどうかという点についてはいかがでしょうか。

去年は、専門部会で意見表明があったんですか。

【賃金室長】

去年は、地賃については、まず関係労使の意見書の提出について公示します。そうすると出たのが2件ありまして、出された2件の方、労側が2件でしたけれども、意見聴取というのが意見書を出した方については、意見聴取を希望する時にはできるような仕組みになっていますよということを説明したら、1つはしたい、1つは今回は結構ですと言われたので、したいと言われた方について第1回専門部会でお諮りしまして、そういう制度があるので、意見聴取を認めてよろしいかというのを聞きましたら、認めましょうということになったので、第2回専門部会で来ていただいて、意見を述べていただきました。

第1回から第2回の専門部会の間に、もう意見書は出していたらいいんですけども同じ内容でないこと、参考人、来ていただく人のことを参考人と呼ぶんですけども、その氏名を明らかにすること、意見の要旨を提出することを説明したら、お一人来て説明していただいて、説明に対する質問は出ませんでした。

地賃については、今年もその方法で私はその方法でいいかなと思っていますので、そこを

確認させていただきたいというのが1つ。

特賃は、労使のイニシアティブになっていますので、業種を最高4にするか、3か2か1か0か、5パターンあるわけで、ここを必要性ありだけなのか、全部の関係労使の意見を聞くのか、ここによっても全然実施する時期が違ってきます。必要性ありだったら、金額審議の時でもいいけれども、必要性なしも含めて広く聞きたいということになると、検討小委員会の場がいいということになると思います。だから、大きな中で、特賃の業種を労使がどんなふうに考えてらっしゃるかを発言いただくと、それに合わせてスケジュールを組んでいきますので。

【松岡会長】

まず、去年のように地賃に関しては、専門部会という従来の方向で、皆さんそれはよろしいでしょうか。

(各委員了承)

特賃に関してどうするかですけれども、今のお話だと業種の数によりますけど、絞る時に聞くのか絞った後に聞くのかというまとめ方でいいですか。

【賃金室長】

はい。

【松岡会長】

そこら辺どうでしょうか、皆さん。

【中川委員】

会長がおっしゃられたように、産別になりますと労使のイニシアティブですので、これはずっとそういうふうなことでやっていまして、労側の方が意向表明をさせていただいて、検討小委員会の中でしっかりと労使のそれぞれの代表が出て検討小委員会の中で議論をさせていただくと、それから部会に入ることなんですけど、過去はなかなか検討小委員会の段階で、以前の4業種から3業種になって2業種になって、今2業種ということになっていますけれども、検討小委員会の時に実際に意見聴取というのは、出来ないことはないですが、そこもやはり労使のイニシアティブでなるのかなと。入口のところですね。部会がスタートすれば室長がおっしゃられたように、そこの中で意見聴取は出来ると思いますけれども、検討小委員会のところでそれがどうなのかという労使のイニシアティブであれば、もしよろしければ今日、意向表明をご確認いただきましたので、また労使のという観点から進めさせていただければと思っているんですけども。

過去の検討小委員会の中でも意見聴取はなかったというふうに記憶していますので。

部会の中のそれぞれのプロフェッショナルが部会の委員として出ているので、全体の総枠ではなくて、肉乳業界のこうなんだということで、きちんと部会の中では労使の、そこに携わっている委員が、きちんとやっていただいていますので、そこはあえて現場で働く方がというところは過去あってきたと思うんですけども。現状は部会の中というのは、どういった議論がなされているかというのはですね。検討小委員会の時点で、よろしければ少し労

使のイニシアティブですので。

【松岡会長】

そうしたら今日はどちらかという形ではなくて、検討小委員会ということで。

【河野委員】

検討小委員会の時にお互い話をして、検討小委員会の場に出てきてもらうということですか。意見聴取をする。

【中川委員】

意見聴取するかどうかを話しましょうということです。

【河野委員】

ということは、2022年度ではなくて、今から先のことを話しましょうということですね。

【中川委員】

はい。今年のスケジュールとかも決まっていないからですね。というふうに思っていますが、いかがでしょうか。

【松岡会長】

ということは3パターン整理ができますかね。そういうやり方でいいかどうかを本審までに両方で考えていただくのと、そこまで遡らず検討小委員会でこの先を協議するというのと、そこは絞って後でいいということ、3つパターンがあると思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

【河野委員】

結果、産別の意見聴取を、次年度の検討小委員会の中で、それから先のどうするかを議論しましょうということですか。

【中川委員】

今度のスケジュール感で、2022年度の検討小委員会で意見聴取をするということではなくて。

【河野委員】

するかどうするかを議論しましょうということですね。

【中川委員】

そうです。

【河野委員】

進め方をですね。今、どっちと言っても答えは出ない。

【松岡会長】

それはお互い話し合いがどうしても必要だと思うんですよ。というあたりのまとめ方で皆さんよろしいですか。

【橋口委員】

中川委員おっしゃったように、労使のイニシアで産別の方は進めていくというのが前提にあるので、そこでよく話し合っていたというの了解するんですけども、正直、一公益委員の立場で何回か産別の小委員会も参加させていただいているんだけど、正直な気持ちと言わせてもらおうと、有りか無いかの議論の時に、もちろん私論的には産別の賃金はそれぞれ労側からの申し出があって、それに対して審議会で判断をしていくというシステムだから、一定の人数の賛同が寄せられているという資料が出て、そうなんだと思いながら議論が進むわけです。

それで、有りのところの専門部会になっていけば、そこでかなり具体的な事情というのは言われるわけです。そこで率直な議論で一定の額を決めていくわけだけれども、要するに、有りか無しかを決める際に、肉乳とか、今できていない小売のところとかの声は、そこに関わっている方々が頑張って言っていたというのは分かるだけだけれども、有る無いを判断するうえで、もうちょっと何か実際の声を聞けてもいいなと。今イチ分からない実態が、分からないまま決めていくというのは言い過ぎですけど、皆さんの言った中で配慮して判断を我々しているわけですけども。その段階で意見を聞くということもあっていいかもしれないという正直なコメントです。そんな意見も持っています。難しいかどうかというのは除いての話ですけども。今まで体験してきて、肉乳はない、小売はないと判断してきているわけですけども。せっかく委員に一定の人数がいてやっているという実態を、視察は別としても、意見聴取する機会があってもいいのかなという程度なんですけど、正直気持ちはあります。

【鎌田委員】

私は同じ気持ちで、必要性ありのところ少し止まってもですね、私も1回経験したものですから、そこはもう委員のメンバーでだいたい行けると思います。私も各種小売と肉乳という、毎回出して同じになっている。だったら、少し現場のことを必要性有り無しの前ところで、こんな実態なんですというような発言があるともう少し意見が前に進むんじゃないのかなというふうに私もすごく思います。

【松岡会長】

そうすると業種をまとめる前の段階でということですね。

【鎌田委員】

必要性有り無しの前ですね。それができるのかどうかシステムがわからないんですが。

【松岡会長】

それはシステムの的には問題ないですか。

【補佐】

問題はないです。ただ、地賃の公示の話を書き上げましたが、諮問をすると公示をする、関係労使に公示をする。特賃についても、第4回本審で諮問をしますと関係労使の意見聴取の公示をする。ところが検討小委員会での有り無しの議論の時には、意見聴取の公示というのは法律的に義務付けられていないです。その辺で、どういうふうに段階を踏んで検討小委員会で意見聴取をしていくかというのは議論していかないといけないということになってくると思います。

【松岡会長】

その議論の場というのは本審ということになりますか。

【補佐】

そうですね。本審もしくは運営小委員会かと。

【賃金室長】

第1回の本審の直後に運営小委員会をしますので、そこまでに関係労使から意見を言いたいというような、意見書に代わるような簡単な提出があれば、第1回本審まで、たぶん7月の下旬だろうと思います。そこまでに関係労使、例えば埋没しているとか、埋没しそうな関係労使からの参考人の発言予定者名、参考人氏名を事務局に提出していただければ、第1回検討小委員会で発言していただくというのは、スケジュール的に大丈夫かなと思いますし、委員限りの九州ブロックの状況を見ていただくと、産別で意見聴取をしているところは、ある局が特にそうなんですけども、必要性有無の審議に影響する内容となっていないことから、埋没している各種商品小売業の使側1団体に絞り意見聴取を実施しているというふうなことが、埋没が近づいている産別を中心に必要な産業に絞り意見聴取を行う。

結局有りは関係労使の意見は確実に公示しますから聞けますので、本当に必要なのは、先ほど橋口会長代理がおっしゃったとおり、ないところなのかなと。そうすると、私たちはスケジュールが一步、2か月早まるので、ちょっと頑張らせていただくということになります。

【甲斐委員】

事務局のご苦労もわかります。

私は商工会議所の立場でお話しさせていただきますと、コロナの影響があったり、今のロシア、ウクライナの影響があったりで、最近ですけども、いくつかの業種の方と意見交換した時に、資材が入ってこない、エネルギー価格が上がっている、今後もこうでしょうと。それから、大手の例えばパナソニック、三菱電機とかそういうところと卸をやっているところは、納品が途絶えているというようないろんな声があって、これからも続くだろうと。

電気の人たちは、銅線が入ってこないとか、いろんなことをおっしゃっていました。これは、これからも続くんだろうし、それによってコストは上がってくるだろうし、そこで小麦も上がる、何も上がるとかもいろいろ言われていますけれども、そうすると使用者側の立場だとコストが上がる。働く側の立場に立ってみるとこれだけの賃金があるんだけど、実質、賃金の価値はこれだけになってしまっている。いろんなものが上がって。双方にいろいろ影響が出てくるんだろうと。

そういう中における最低賃金のあり方が、個別会社による労使交渉というのはそれぞれ

れあるんでしょけれども、それをどう捉えていくか、濃密にやろうと思っても、業種ごとにいろんな意見が出てくるとなるときには、会議所の中で業種ごとに部会というのを持っていますけども、そこに細かく意見を聞きだしたらキリがないなというか。自分に話をさせてくれと、そういう意見、陳述の流れを生かしてくれという人たちはいっぱいいらっしゃいます。使用者側の総意としてどうまとめて、どうここでやっていくのかというのは相当な、真剣にやろうと思えば思うほど深掘りをしていかなければいけない、手間がかかる、手間がかかるのはしょうがないんですけども、これは難しいことだなというのも思ったところですよ。

やはり、やれることはやっていきたいと思えますけれども、どこまでをもって業界の総意としてここで向き合うかというのは、かなり責任が重い立場だなと。

【松岡会長】

そうするとまた、似たようなまとめになるんじゃないかと思いますが、双方のご意見を深掘りしていただいて、こういう発言予定者がおりますとか、参考人氏名がこうですということと事務局との間で。これは事務局にご連絡という形でいいんですか。

(事務局了承)

というような形で進めるのがいいのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

【賃金室長】

はい。

【補佐】

有り無しの段階でという前提ですよ。

【松岡会長】

いらないという意見もあるかもしれないし、いるという意見もあるかもしれないし、そこはちょっとそれぞれ検討いただいて、ここでどっちというのは難しいと思うので。そういうまとめでよろしいでしょうか。

(意見無し)

そういう形でよろしくをお願いします。

【松岡会長】

そうしたら、次に、議題4 「令和4年度審議日程(案)」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料35ページは、うちの特賃の4業種の産業別新規求人・求人平均賃金状況報告です。この議題4の資料については、37・39ページが事務局からの提案です。

また、資料41 ページからは本省から示されました「答申要旨の最短効力発生予定表」です。ただ今の参考人聴取の議論の中でも、検討小委員会とか専門部会というのが出てきましたけれども、37 ページが日にちが入っていない開催の提案となっております。

5月になりましたら、皆様の7, 8月の都合の悪い日をお聞きします。

例年、第1回の本審は7月上旬、7月今年は1日から始まっておりますので、一応39 ページは1日を入れておりますけれども、これはあくまで第1週が1日だったから入れただけで、これは提案ではないです。中賃の答申が出て、目安小委員会の結審でもよろしいんですけれども、目安の伝達を第2回の本審、審議会で私どもからさせていただく。その後、地賃の専門部会をしまして、専門部会が結審の日に、同じ日に第3回の本審をさせていただきたいと思っております。そして、答申のその日に公示をします。公示を15日間行ったのち、異議申出の審議を行わなければならないというふうになっておりますので、42 ページを見ていただくと、例えば5日に部会が結審、当日本審もする。そうすると異議申出の締め切りが22日です。そうすると翌日に本審をするのが最短発効日になりますから23日になります。10月1日の発効にこだわると8月5日金曜日がリミットということになります。今年みたいに延びると8, 9を予定は入れられますけれども、お盆の前後がどうしても委員の皆様の日程調整がつかみませんので、遅くとも10日までの結審が10月の初旬発効ということになります。令和3年度と同じく10月の6日となると8月10日に専門部会と本審ということになるかと思えます。

次に、特定最賃につきましては、地賃の答申から異議審までの間に検討小委員会での必要性の有無の審議をしていただくんですけれども、ここで参考人聴取ということになると、その方たちも含めた日程のご協力をいただかなくちゃいけないということになります。第4回審議会が37 ページで言いますと、日付空欄にしておりますけれども、8月5日答申だったら異議審は8月23日火曜日、8月10日答申だったら8月26日金曜日になります。お盆は人がそろいませんので、10日を過ぎたら次は8月16日答申の9月1日異議審ということになるかと思えます。その後、特賃専門部会の委員の任命と日程調整を行って、金額審議を進めます。

委員の皆様には審議会の成立要件、決議要件、発効日の考え方をご参考に、日程の確保にご協力をいただきますようお願いいたしますが、本日はあくまで提案ということで、例年7月の第1回の本審でしているんですけれども、早めに皆様に日程をご提供した方がいいと思いい第5回本審で提供した次第でございます。以上です。

【松岡会長】

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら発言をお願いします。

【中川委員】

ご説明ありがとうございました。

案ということですが、7月1日の運営小委員会の方で具体的には日程が決まってくると思えますけれども、今室長からご説明がございましたけれども、10月1日発効を考えた場合8月5日金曜日になるということだったんですが、時間が早いので、過去からすると、この時に全国どのぐらい、まだ想像ですけども出ているのかなというふうに、10月1日発効ですね。10月1日発効を目指すというのはあるんですが、この10時だとまだ厳し

いものが、時間的に出そろっているのかなという本音のところの話です。なので、また7月1日になると具体的に分かると思うんですけども、現段階で10時の時間は午後とかの方がいいかなと思ったところです。

【賃金室長】

7月1日はまずないと。

【中川委員】

8月5日。

【賃金室長】

8月5日はあくまでスケジュールを入れただけで、皆さんの日程調整を5月にします。出てきて成立要件を欠かないような形で提案を第1回の本審でさせていただきたいと思うので、最初から目指さない提案はどうかなということがあって、目指したら一応5日ですよ。第1回本審までには各局の状況も日程調整がだいたい済んでいますから、うちもそのスケジュールでしますから、5月に日程調整表をお送りしたら、皆さん分かる限りのその時点の状況を×をつけていただいて、とにかくご協力をお願いしたいという意味です。

【河野委員】

去年は8月10日。

【賃金室長】

去年はオリンピックで、中賃の日程が変わったんですよ。

【河野委員】

結果、盆前ギリギリでだいたい様子を見たくなりますよね。

【賃金室長】

それで、皆さんの総意であれば各局の審議日程を見ながら、揃うような日を入れさせていただきます。

【中川委員】

検討小委員会で日程調整は具体的にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【松岡会長】

柔軟に対応していただきたいと思います。
ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(質問等なし)

それでは、委員の皆様もお忙しいでしょうが、日程調整にご協力いただきますようお願いいたします。

最後に「その他」委員の皆様から何か議題として取り上げたい事項などありましたら、ご発言をお願いします。あるいは、本日の審議や1年間を振り返ってのご意見・ご質問でも構いません。

【甲斐委員】

昨年のと言いますか、今回の最低賃金のあり方については、中央の最低賃金審議会が国のいわゆる成長戦略というか、そういう方針のもとと言いますか、ある意味ガイドラインが示されたように降りて来ておったように思います。今後もそうなんでしょうか。

【局長】

今の岸田内閣のいわゆる、政府の方針を見ますと、やはり、1,000円を目指すというようにことをしきりに申し上げておりますし、ただ、今のウクライナの問題を含めて、あるいはコロナの影響を含めて、どうなるかというところはあるんですけども、政府の方針とするとやはり高みを目指すという感じの話は聞こえてきております。

【今村委員】

ちなみに今の話のあとなんですが、政府の方が全国加重平均1,000円にという形で3%ずつ改定していますけれども、1,000円に行ったら、もう後は収まるのかなと。

【局長】

まだ1,000円に至っていないもんですから、まず1,000円を目指すというところは政府方針として出ておりますので、全国加重平均が1,000円を超えた時に、地域別の差をどうするのかとか、あるいは全国の平均だけ行くのかとか、いろんな議論がされていくんだと思います。今、全国加重平均なので、やはり地域別の差はどうしても生じている。これをどうするのかという議論を少しずつされていくのかなと部分は感じています。今は加重平均1,000円を目指すというところまでだと思います。

【松岡会長】

ほかに何かご意見などございますでしょうか。

(意見等なし)

それでは、これで審議を終了することとします。

本日の議事録の確認は冒頭にお願ひしましたので、よろしくお願ひします。

最後に、本年度の審議会の終了に当たり、局長からご発言がございますので、よろしくお願ひいたします。

【局長】

本日はありがとうございます。

本日は、年度末のお忙しい中、また、今月6日にまん延防止等重点措置が解除されたものの、新型コロナウイルス感染症は下げ止まりの状況で、今日も240人未満ということでご

ざいます。そのような状況の中で、審議会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年度の宮崎地方最低賃金審議会の終了にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

振り返りますと、令和3年は、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症に悩まされた1年でした。

第1回審議会が開催された7月の感染状況はそんなに大きくなかったんですけども、8月に向けて感染急拡大した第5波の時期でございましたが、そのような状況の中で、審議会の運営におきましては、深いご理解とご協力を賜ったところでございます。

特に、中央最低賃金審議会からの、改定額の目安は、全国で28円という、過去最大の金額が示されたところでございました。

改めまして、松岡会長はじめ、公益代表、労働者代表、使用者代表の委員の皆様方におかれましては、地域別最低賃金及び2件の特定産業別最低賃金につきまして、宮崎県内の雇用・経済状況等を考慮し、かつ県内労働者の生活の維持・向上にも配慮した答申を賜りまして、そのご尽力に対し敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

改定された最低賃金につきましては、宮崎県内の労働者、事業主、各団体等にお願ひさせていただきまして、業務改善助成金の活用と併せて、周知・広報に努めてまいりました。

特に、地方公共団体の広報誌については、全市町村で掲載されたところでございます。

また、宮崎労働局といたしましては、最低賃金の履行確保について、低賃金の業種や最低賃金法違反が疑われる事業場を選定し、集中的な監督指導を行っているところですが、引き続き、県内労働者の労働条件確保等に向けて、さらに努めてまいります。

結びに、第56期の委員の皆様方におかれましては、大変な状況の中で、令和3年度最低賃金の審議について、ご尽力を賜りましたことに改めて心より感謝申し上げますとともに、令和4年度も引き続きご苦勞をお掛けすることについて、大変心苦しく思っているところでございますが、何卒、賃金行政を含め、今後とも労働行政に対する深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、誠にありがとうございました。

【松岡会長】

私からも最後にひと言お礼を申し上げたいと思います。

その前に言い忘れましたが、本日の議事録については、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。

1年間、皆さん協力いただきましてありがとうございました。振り返ると、この審議が始まった時、久しぶりに宮崎駅に来まして、駅のビルも立派になったなど、田舎から出てきて何も周りがわからないような人間の気分で来ましたが、それから状況的に今も変わっていないような、宮崎に出てくるのがすごく数えるほどしかないような生活をしておりまして、その中でいろんな状況も、経済的な状況も厳しくなって、コロナもあれば最近ではウクライナの話や毎日のようにテレビをつけると話が出ていて、これから全く読めない、判断する基準がどこにあるのかわからない時代がどんどん進んでいって、それがこの最低賃金審

議会でも皆さんの判断をすごく難しくしているんじゃないかなと思いますけれど、大変ではありますけれど、またしっかりとご協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、第5回宮崎地方最低賃金審議会を終了します。
お疲れさまでした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
